

## みやこ町オープンデータの推進に関する指針

### (趣旨)

第1条 この訓令は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の趣旨及び国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等の内容を踏まえ、本町におけるオープンデータ推進に関し基本的な考え方を示すものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ 電子化された情報をいう。
- (2) オープンデータ 機械判読が可能な形式として作成され、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータをいう。
- (3) 二次利用 元データを引用、転載、コピー等の方法で利用することをいう。
- (4) 機械判読 コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用することができることをいう。

### (目的)

第3条 本町は、次に掲げる目的のため、本町が保有するデータをオープンデータとして公開する。

- (1) 透明性及び信頼性の向上 保有する情報をオープンデータとして公開することにより、町民が自ら又は民間のサービスを通じて、本町の施策等に関して十分な分析及び判断を行うことが可能となり、行政の透明性及び信頼性の向上を図ることができる。
- (2) 利便性向上及び経済活性化 営利目的を含めて二次利用を認めるため、オープンデータを活用した新たなサービスやビジネスの創出が期待され、町民の利便性向上や地域経済の活性化を図ることができる。
- (3) 官民連携による地域課題の解決 町民やNPO等とデータを共有することにより、本町が抱える地域課題を協働により解決する端緒を開き、町政への参画意識の向上や住民協働の促進を図ることができる。

### (基本原則)

第4条 本町は、次の基本原則にのっとり、保有するデータのオープンデータ化に取り組むものとする。この場合において、その利活用に関して積極的に検討を行うほか、民間が行う利活用の取組についても、その趣旨及び内容を検討した上で連携し、及び協働して推進する。

- (1) 本町自らが積極的にデータを公開する。
- (2) 利用しやすい形でデータを公開し、営利目的を含む利活用を促進する。
- (3) スモールスタートで取り組み、ニーズ等に応じてデータの拡充改変をしていく。

(対象データの範囲)

第5条 本町が保有する情報のうち、町ホームページ等で既に公開し、又は公表しているものは、原則としてオープンデータ化の対象とする。ただし、個人情報、法令等による制約がある情報、町又は国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報等、具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

2 前項に定めるもののほか、町ホームページ等で公開し、又は公表していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められる情報で、情報公開請求で不開示となるもの以外は、積極的にオープンデータとして公開する。

(基本的なルール)

第6条 オープンデータを公開する基本的なルールは、次のとおりとする。

- (1) 機械判読に適したデータ形式での公開を行う。
- (2) 二次利用のライセンス表示については、原則として、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」で推奨され、国内外でデータの有効な利活用を図る観点から、国際的にも広く認知されている「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」を採用し、公開する。
- (3) データの公開に際してはデータの検索や二次利用を行いやすくするために、データの概要説明、情報の基準日及び作成日、作成方法等の付加情報を提供する。この場合において、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等に本町はその責任を負わない旨を記載した利用規約についても定める。

(活用促進のための取組)

第7条 オープンデータとしての公表は、基本的にデータを保持する部署で行うが、オープンデータを全庁的な体制で推進するため、適時研修等を実施し、職員の理解醸成を図るものとする。

2 町民及び民間のニーズの把握に努めるとともに、事業者等が行う利活用の取組について連携し、及び協働して推進する。

(方針の見直し)

第8条 今後の社会情勢や地域情勢の変化、国の動向等を踏まえ、必要があると認めた場合にこの訓令を見直すものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。